

都道府県及び生活習慣病検診等管理指導協議会（各がん部会）の活動状況調査

本調査票は厚生労働省の「事業評価のためのチェックリスト(都道府県用)」の項目をベースに、厚生労働科学研究費補助金(がん対策推進総合研究事業)「がん検診の適切な把握法及び精度管理手法の開発に関する研究」班の協力を得て作成しました。

調査1 精度管理指標の把握状況に関する調査

【回答時の注意事項】

- ・平成30年度の業務として行った内容（実績）に基づき、全ての項目にご回答ください。
回答期限（2019年8月）までに完了した場合は○、回答期限以降に確実に完了予定の場合は△、未実施（今後も実施予定無し）の場合は×にご回答ください。
- ・全ての市区町村あるいは検診機関で実施している場合のみ○にご回答ください。本調査における検診機関とは、実際に検診を行う個々の検診機関（医療機関）を指します。
- ・回答欄が検診方式（集団/個別）別に分かれている項目については、集団/個別検診各々の状況についてご回答ください。
なお、「集団検診と個別検診を実施しているが、プロセス指標値を検診方式別に集計していない」場合は本調査では両回答欄に×にご回答ください。
さらに、「胃がん検診の回答欄が検査方法（エックス線/内視鏡）別に分かれている項目については、エックス線/内視鏡各々の状況についてご回答ください。
「胃がんエックス線と胃内視鏡検診を実施しているが、プロセス指標値を検査方法別に集計していない」場合には、本調査では両回答欄に×にご回答ください。
- ・対象年度の検診を実施していない場合は、ご回答は不要です。また【通信欄】にその旨をご記入ください。

【本調査の対象年度について】

平成30年度に把握可能な最新年度を想定し、下記の年度を指定しています。

- ・平成30年度の検診対象者
- ・平成28年度の検診のプロセス指標※

※プロセス指標に関する対象年度は、平成27年度または平成29年度も本調査では可とします（都道府県によっては直近の地域保健・健康増進事業報告公表値や1年前の検診データを集計・分析しているため）。

回答欄(水色のセル)に○、△、×のいずれかを入力してください。

1. 受診者の把握 肺がん検診では、全項目で「胸部エックス線受診者/喀痰細胞診受診者/総受診者」別に把握・集計できていれば○とする	胃がん (エックス線)		胃がん (内視鏡)		大腸がん		肺がん		乳がん		子宮頸がん	
	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別
	(1) 平成30年度の対象者数（推計を含む）を把握しましたか	○		○		○		○		○		○
(2) 平成28年度の対象者数を把握しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2-1) 平成28年度の対象者数（率）を性別・年齢階級別に集計しましたか	○		○		○		○		○		○	
(2-2) 平成28年度の対象者数（率）を市区町村別に集計しましたか	○		○		○		○		○		○	
(2-3) 平成28年度の対象者数を検診機関別に集計しましたか	×		×		×		×		×		×	
(2-4) 平成28年度の対象者数を検診受診歴別 ^{注1)} に集計しましたか	○		○		○		○		○		○	

2. 要精検率の把握 肺がん検診では、全項目で「胸部エックス線受診者/喀痰細胞診受診者/総受診者」別に把握・集計できていれば○とする	胃がん (エックス線)		胃がん (内視鏡)		大腸がん		肺がん		乳がん		子宮頸がん	
	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別
	(1) 平成28年度の要精検率を把握しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(1-1) 平成28年度の要精検率を性別・年齢階級別に集計しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(1-2) 平成28年度の要精検率を市区町村別に集計しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(1-3) 平成28年度の要精検率を検診機関別に集計しましたか	○	×	○	×	○	×	○	○	○	×	○	×
(1-4) 平成28年度の要精検率を検診受診歴別 ^{注1)} に集計しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

3. 精検受診率の把握 肺がん検診では、全項目で「胸部エックス線受診者/喀痰細胞診受診者/総受診者」別に把握・集計できていれば○とする	胃がん (エックス線)		胃がん (内視鏡)		大腸がん		肺がん		乳がん		子宮頸がん	
	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別
	(1) 平成28年度の精検受診率を把握しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(1-1) 平成28年度の精検受診率を性別・年齢階級別に集計しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(1-2) 平成28年度の精検受診率を市区町村別に集計しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(1-3) 平成28年度の精検受診率を検診機関別に集計しましたか	○	×	○	×	○	×	○	○	○	×	○	×
(1-4) 平成28年度の精検受診率を検診受診歴別 ^{注1)} に集計しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 平成28年度の精検未把握率を把握しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

解説：未把握は、精検受診の有無が分からないもの、及び(精検受診したとしても)精検結果が正確に分からないものを指します

4. 精密検査結果の把握		胃がん (エックス線)		胃がん (内視鏡)		大腸がん		肺がん		乳がん		子宮頸がん	
		集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別
(1) 平成28年度のがん発見率を把握しましたか		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(1-1) 平成28年度のがん発見率を性別・年齢階級別に集計しましたか		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(1-2) 平成28年度のがん発見率を市区町村別に集計しましたか		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(1-3) 平成28年度のがん発見率を検診機関別に集計しましたか		○	×	○	×	○	×	○	○	○	×	○	×
(1-4) 平成28年度のがん発見率を検診受診歴別 ^{注1)} に集計しましたか		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(1-5) 平成28年度のがん発見率を検診方法別(マンモグラフィ単独/視触診・マンモグラフィ併用)に集計しましたか		△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	△	△
(2) 平成28年度のがん発見率に対する早期がん割合を把握しましたか 解説: 肺がんでは臨床病期0~I期のがん割合、乳がんでは臨床病期I期までのがん割合を指します		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
(2-1) 平成28年度のがん発見率に対する早期がん割合を性別・年齢階級別に集計しましたか		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
(2-2) 平成28年度のがん発見率に対する早期がん割合を市区町村別に集計しましたか		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
(2-3) 平成28年度のがん発見率に対する早期がん割合を検診機関別に集計しましたか		○	×	○	×	○	×	○	○	○	×	△	△
(2-4) 平成28年度のがん発見率に対する早期がん割合を検診受診歴別 ^{注1)} に集計しましたか		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
(2-5) 平成28年度のがん発見率に対する早期がん割合を検診方法別(マンモグラフィ単独/視触診・マンモグラフィ併用)に集計しましたか		△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	△	△
(3) 平成28年度の粘膜内がん(胃がん、大腸がん)・非浸潤がん(乳がん)を区別しましたか		○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	△	△
(4) (子宮頸がん検診)平成28年度の上皮内病変(CINなど)数を区分毎に集計しましたか 解説: 病変は①~④の区分毎に分けて集計すること ① CIN3または上皮内腺がん(AIS)の数 ② CIN2の数 ③ CIN1の数 ④ 腺異形成の数		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○
(4-1) (子宮頸がん検診)平成28年度の上皮内病変(CINなど)数を年齢階級別に集計しましたか		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○
(4-2) (子宮頸がん検診)平成28年度の上皮内病変(CINなど)数を市区町村別に集計しましたか		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○
(4-3) (子宮頸がん検診)平成28年度の上皮内病変(CINなど)数を検診機関別に集計しましたか		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	×
(4-4) (子宮頸がん検診)平成28年度の上皮内病変(CINなど)数を検診受診歴別 ^{注1)} に集計しましたか		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○
(5) (子宮頸がん検診)平成28年度の発見がんに対する微小浸潤がん割合を把握しましたか 解説: 微小浸潤がんは進行度IA期のものを指します		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○
(5-1) (子宮頸がん検診)平成28年度の微小浸潤がん割合を年齢階級別に集計しましたか		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○
(5-2) (子宮頸がん検診)平成28年度の微小浸潤がん割合を市区町村別に集計しましたか		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○
(5-3) (子宮頸がん検診)平成28年度の微小浸潤がん割合を検診機関別に集計しましたか		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	×
(5-4) (子宮頸がん検診)平成28年度の微小浸潤がん割合を検診受診歴別 ^{注1)} に集計しましたか		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○
(6) 平成28年度の陽性反応適中度を把握しましたか		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(6-1) 平成28年度の陽性反応適中度を性別・年齢階級別に集計しましたか		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(6-2) 平成28年度の陽性反応適中度を市区町村別に集計しましたか		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(6-3) 平成28年度の陽性反応適中度を検診機関別に集計しましたか		○	×	○	×	○	×	○	○	○	×	○	×
(6-4) 平成28年度の陽性反応適中度を検診受診歴別 ^{注1)} に集計しましたか		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(6-5) 平成28年度の陽性反応適中度を検診方法別(マンモグラフィ単独/視触診・マンモグラフィ併用)に集計しましたか		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
(7) 平成28年度の発見がんについて追跡調査を実施しましたか		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
(7-1) 平成28年度の発見がんの追跡所見・病理所見について把握しましたか		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
(7-2) 平成28年度の発見がんの予後調査(生存率・死亡率の分析など)を実施しましたか		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
解説: この項目は、現在のがん部会の体制では容易でない都道府県も多いが、がん検診の精度管理という点から言えば本来は必要です													

5. 偽陰性例（がん）の把握 検診の実施年度は問いません 以下の項目は、現在のがん部会の体制では容易でない都道府県が多いが、がん検診の精度管理という点から言えば本来は必要である	胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
(1) (受診者の追跡調査や地域がん登録等により) 検診受診後の偽陰性例を把握しましたか 解説： 検診受診時には陰性であったが、その後次の検診までに、検診以外で発見されたがんを指します（基本的には1年未満に発見された大腸がん・肺がん、2年未満に発見された胃がん・乳がん・子宮頸がん）	×	×	×	×	×
(2) 偽陰性例の把握のために、地域がん登録のデータを活用しましたか 解説： 市区町村から、がん検診の偽陰性例の把握のために地域がん登録データの提供依頼があった際に、提供できる体制があれば○とご回答ください。	×	×	×	×	×
(3) 検診受診後1年以上経過してから発見された大腸がん・肺がん、2年以上経過してから発見された胃がん・乳がん、子宮頸がんを把握しましたか 解説： 住民検診受診後、規定された次の検診（基本的には、大腸・肺がん検診は1年後、胃・乳・子宮頸がん検診は2年後）を受けずに、検診以外で発見されたがんを指します	×	×	×	×	×

6. 不利益の調査 検診の実施年度は問いません 以下4項目は次のような方法によって把握が可能である ・厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」の「偶発症の有無別人数」欄に全ての市区町村のデータを集計して ・主要な医療機関（検診や、精密検査を担当する機関）に、検診対象者の検査・治療における偶発症を報告してための依頼文書 ^{注2)} を送付し、その後報告されたものを集計している	胃がん (エックス線)	胃がん (内視鏡)	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
(1) 検診受診後6ヶ月（1年）以内の死亡者を把握しましたか 解説： 検査あるいは治療での偶発症によるもの。ただし、原疾患の悪化によるものは除きます	×	×	×	×	×	×
(2) 精密検査による偶発症を把握しましたか	○	○	○	○	○	○
(2-1) 消化管穿孔例（胃がん）、腸管穿孔例（大腸がん）、精密検査に伴う気胸や感染症（肺がん）、治療が必要な中等度以上の出血例（乳がん・子宮頸がん）を把握しましたか	×	×	×	×	×	×
(2-2) その他の重要な偶発症を把握しましたか 解説： 入院治療を要するものを指します（例：前投薬起因性ショック、輸血や手術を要する程度の消化管出血、腹膜炎（胃がん、大腸がん）、経皮的肺穿刺や気管支生検による多量出血（肺がん）、検査後の骨盤内感染症（子宮頸がん）、穿刺吸引細胞診や針生検による感染症（乳がん）等）	×	×	×	×	×	×

注1) 初回受診者及び非初回受診者等の受診歴別： 初回受診者の定義は、過去3年に受診歴がない者（胃がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん）、前年に受診歴がない者（肺がん）
注2) 依頼文書の雛型は「自治体のためのがん検診精度管理支援のページ」<http://nxc.jp/nccscr-commu/>に掲載しています。

続けて、次のワークシート「調査2 事業評価の実施状況に関する調査」にご回答ください。

9. 事業評価の結果に基づく指導・助言 (平成30年度に実施されたことに基づいてご回答ください)	胃がん (エックス線)		胃がん (内視鏡)		大腸がん		肺がん		乳がん		子宮頸がん	
	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別
(1) 事業評価の結果に基づき、指導・助言等を実施しましたか 解説：以下の問(1-1)、(1-2)のうち一つでも○の場合は○とご回答ください	△	△	△	△	△	△	△		△	△	△	△
(1-1) 事業評価の結果を報告書に取りまとめ、市区町村や検診機関に配布しましたか 解説：市区町村、検診機関の両方について実施した場合に○とご回答ください	△	△	△	△	△	△	△		△	△	△	△
(1-2) 事業評価の結果について、市区町村や検診機関に対する説明会を開催しましたか 解説：市区町村、検診機関の両方について実施した場合に○とご回答ください	△	△	△	△	△	△	△		△	△	△	△
(2) 事業評価の結果に基づき、市区町村や検診機関に対して個別の指導・助言を実施しましたか 解説：当該年度に、事業評価の結果、指導・助言の対象がなかった場合でも、個別に指導・助言をする体制があれば○とご回答ください	△	△	△	△	△	△	△		△	△	△	△

10. 事業評価の結果の公表 (平成30年度に実施されたことに基づいてご回答ください)	胃がん (エックス線)		胃がん (内視鏡)		大腸がん		肺がん		乳がん		子宮頸がん	
	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別
(1) 何らかの事業評価の結果を、個別の市区町村や検診機関の状況も含めてホームページで公表しましたか	△	△	△	△	△	△	△		△	△	△	△
(2) (1)が○または△の場合、ホームページではがん部会で検討した内容を公表しましたか 解説： ・がん部会での検討を経たものを公表しているのであれば、公表の実施主体は都道府県でもかまいません(都道府県主体で公表する場合、公表内容ががん部会で検討されることが分かるように示すことが望ましい) ・がん部会を開催していない場合(上記7(3)が×の場合)は、×とご回答ください ・以下の問(3-1)～(3-9)のうち一つでも○の場合は、○とご回答ください	△	△	△	△	△	△	△		△	△	△	△

(3) (2)が○または△の場合、公表内容に以下の各項目は含まれますか 解説：市区町村名、検診機関名を明記して公表した場合のみ○とご回答ください	胃がん (エックス線)		胃がん (内視鏡)		大腸がん		肺がん		乳がん		子宮頸がん	
	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別
(3-1) 各市区町村における、市区町村用チェックリストの遵守状況	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×
(3-2) 各検診機関における、検診機関用チェックリストの遵守状況	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×
(3-3) 各市区町村のプロセス指標値	△	△	△	△	△	△	△		△	△	△	△
(3-4) 各検診機関のプロセス指標値	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×
(3-5) チェックリストの遵守状況(例えば実施率)が、都道府県が設定した基準に達していない市区町村への改善指導内容 ^{注3)}	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×
(3-6) チェックリストの遵守状況(例えば実施率)が、都道府県が設定した基準に達していない検診機関への改善指導内容 ^{注3)}	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×
(3-7) 精検受診率が国の許容値 ^{注4)} に達していない(乳がん80%未満、乳がん以外70%未満)市区町村への改善指導内容 ^{注3)}	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×
(3-8) 精検受診率が国の許容値 ^{注4)} に達していない(乳がん80%未満、乳がん以外70%未満)検診機関への改善指導内容 ^{注3)}	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×
(3-9) 都道府県用チェックリストの遵守状況	△	△	△	△	△	△	△		△	△	△	△

注3) 指導対象の市区町村、検診機関がなかったため公表を実施しなかった場合は「対象なし」とご回答ください。

注4) 国の許容値は、厚生労働省がん検診事業の評価に関する委員会「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書(平成20年3月)、別添6に基づく。